

中小企業の設備投資に係る新たな固定資産税特例制度の創設について

1 国事業の概要

(1) 趣旨

今通常国会に提出されている「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援する。

(2) 背景

- ・ 中小企業の業況は回復傾向にあるが、労働生産性は伸び悩んでいる。
- ・ 大企業と比べても中小企業の労働生産性及び賃上げ率はともに低く、格差が拡大傾向にある。

(3) 内容

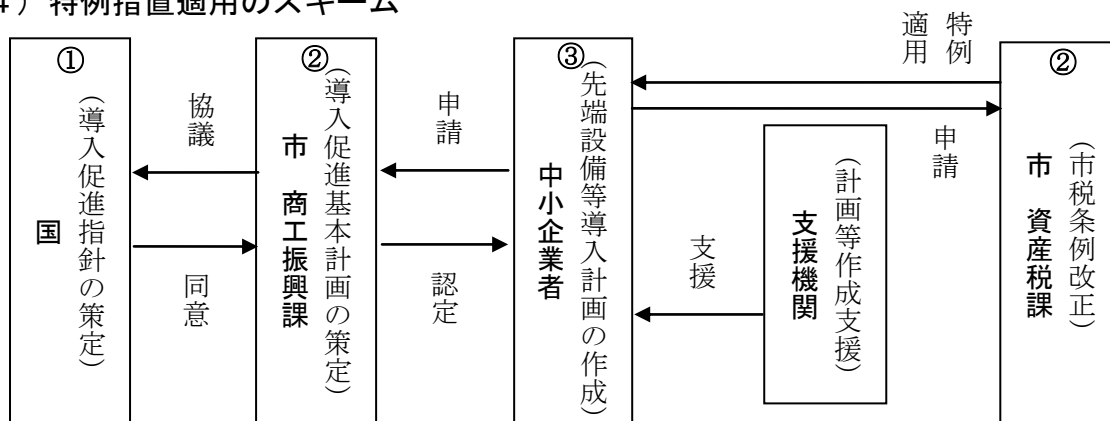
①償却資産に係る固定資産税の特例制度を創設

- ・ 対 象 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
- ・ 特例率 課税標準をゼロ以上2分の1以下で市町村が定める率（市税条例で決定）
- ・ 期 間 対策期間は平成30年度から平成32年度までの3年間。特例率の適用期間は、計画認定後3年間。

②国が実施する設備投資に係る補助事業における優先採択

市町村が課税標準の特例率を0%とした場合、市町村が策定する導入促進基本計画に沿った設備投資については、国補助事業の優先採択の対象とする。

(4) 特例措置適用のスキーム



2 市の方針案

中小企業の設備投資を促進するため、国の指針に従って導入促進基本計画を策定するほか、市税条例の改正を検討します。

特例率については、市内事業者の実施しようとする事業が国補助事業の優先採択の対象とするため、ゼロとする考えです。

3 スケジュール

- 3月下旬 国が導入促進基本計画のひな形を提示
- 6月 条例改正（6月議会）、導入促進基本計画策定
- 7月 改正条例施行、国が市計画に同意